

令和2年度市町村住宅補助制度

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
宮崎市	環境保全課	0985-21-1761	太陽光発電システム等導入促進補助金	住宅に補助対象機器を新たに導入した市民を対象に、要した費用の一部を補助する。 [補助対象機器と補助金額] ・太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の1kWあたり2万円（上限額：7万円） ・定置用リチウムイオン蓄電池 蓄電容量1kWhあたり3万円（上限額：10万円）	
	給排水設備課	0985-26-7550	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度	くみ取り式便所を水洗便所に改造、または浄化槽の機能を廃止して公共下水道、農業集落排水処理施設に接続する場合に、上下水道局が指定する金融機関への工事資金の融資あっ旋を行う。（供用開始から3年以内）また、その工事が完了し、完済した方に対して利子補給を行う。	
		0985-26-7512	水洗便所改造等資金助成制度	くみ取り式便所を水洗便所に改造、または浄化槽の機能を廃止して公共下水道、農業集落排水処理施設に接続する場合に、その世帯全員が市民税非課税の方を対象に、工事費用の50%の補助を行なう。（上限額：125,000円）ただし、助成期間は令和5年3月31日まで。また、水洗便所改造資金融資あっ旋制度との併用もできる。	
	廃棄物対策課	0985-21-1763	公設合併処理浄化槽設置整備事業	公共下水道計画区域外及び農業集落排水処理区域外にお住まいの方の申請に基づき、市が公設で浄化槽を設置し、維持管理を行う。 5人槽の場合 設置に係る分担金 89,000円 毎月の使用料 3,810円	
			単独処理浄化槽転換促進事業	単独処理浄化槽から公設合併処理浄化槽へ転換を行う際の宅内配管工事費用の一部を助成する。	
	介護保険課	0985-21-1777	高齢者等居宅介護住宅改修補助事業	一定の要件に該当する介護保険法の要介護者、要支援者を対象に、浴室、トイレ、スロープ等の改良に要する費用の一部を助成する。	
	障がい福祉課	0985-21-1772	重度障がい者住宅改修費助成事業	一定の要件に該当する障がい者が、現在居住している住宅を改修する際に、その改修費用の一部を助成する。	
	道路維持課	0985-21-1802	宮崎市生活道路整備助成金事業	市道編入又は建築後退のため、土地所有者等が狭隘道路の整備に伴う道路用地の寄附をする際、分筆登記、工作物の移設等に要した費用の一部を助成する。	
	森林水産課	0985-21-1919	宮崎市産材利用促進事業	宮崎市産材（SGEC認証材）を使用して木造住宅を新築する場合に、建築主に対して建築費の一部を補助する。	
	建築行政課	0985-21-1813	宮崎市木造住宅耐震診断・改修補助事業	昭和56年以前に建築された戸建木造住宅の所有者が行う耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。	③空き家であることを条件とする改修
			宮崎市民間特定建築物耐震診断補助事業	特定建築物（分譲共同住宅を含む）の所有者が実施する耐震診断の費用の一部を助成する。	
			災害危険区域住宅助成事業	「災害に強いまちづくり」の一環として災害危険区域を定め、災害危険設定水位以下の建物について、条例で区域内の建築に一定の制限を行う。これに伴い、改築工事等の費用について、一部を助成する。	
	景観課	0985-21-1817	民間施設緑化推進事業	宮崎市緑のまちづくり条例に基づき緑化計画書を提出し、民間施設緑化推進要綱に基づく緑化方法により実施される緑化工事に対して、工事費の1/2以内で、20万円を限度（屋上緑化を含む場合は50万円を限度）として補助する。	
			緑化空間創出事業	専用住宅、店舗付住宅、事務所、店舗等の建物を有する民間施設において実施する緑化工事に対して、工事費の1/2以内で、20万円を限度として補助する。	
	地域コミュニティ課	0985-21-1714	宮崎市空き家再生補助金（自治公民館改修）	宮崎市空き家再生補助金（自治公民館改修）交付要綱に基づき、空き家バンクに登録された空き家を、地域コミュニティ活動の拠点施設となる自治公民館として再生させる自治公民館組織に対し、経費の一部を補助する。（補助率：50/100 限度額50万円）	③空き家であることを条件とする改修 ※事業適用後は、住居としての利用はしない

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
都城市	建築対策課	0986-23-2584	狭隘（きょうあい）道路拡幅整備事業	建築行為に係る狭隘道路の拡幅整備に要する分筆・登記費用及び工作物等の撤去費用の一部を助成する。	
			木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等にアドバイザーの派遣を行う。	
			都城市木造住宅耐震診断事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			都城市木造住宅耐震改修事業	所有者が行う耐震改修（補強設計と改修工事をパッケージで行うもの）について、その一部を補助する。	
			都城市安全住宅住替え等支援事業	耐震性の無い住宅の建替・除却について、その一部を補助する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	危険住宅の除去等に要する費用と、新たな住宅の建設又は購入に要する借入金の利子に対して補助をする。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
	環境政策課	0986-23-2130	浄化槽設置整備事業	公共下水道や農業集落排水処理区域以外の個人住宅や店舗併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住居として使用される建物）で、汲み取り式や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換をする者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
			在宅高齢者転倒予防住宅改修	一定の要件に該当する要介護認定、要支援認定をもたない在宅高齢者を対象に、手すりや踏み台、スロープの設置に要する費用の一部を助成する。	
	介護保険課	0986-23-2114	介護保険居宅介護住宅改修	介護保険法の要介護認定者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
			介護保険介護予防住宅改修費	介護保険法の要支援認定者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
	福祉課	0986-23-2980	身体障害者（児）住宅改修事業	一定の条件に該当する身体障害者を対象に、住宅を居住に適するよう改修するための費用の一部を支給する。	
	消防局総務課	0986-22-8882	住宅用火災警報器設置推進事業	住宅用火災警報器を設置していない世帯又は設置後10年を経過し機器の交換が必要な世帯に対し、市が指定する指定取扱店で住宅用火災警報器を購入する際に利用できる500円分の『安心クーポン券』を配布する。	
延岡市	介護保険課	0982-22-7071	居宅介護住宅改修費	介護保険法の要介護者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
			介護予防住宅改修費	介護保険法の要支援者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
	障がい福祉課	0982-22-7059	障がい者等住宅改修費給付事業	一定の要件に該当する障がい者を対象に居住する住宅の手すり、段差解消などの改修に要する費用の一部を助成する。	
	生活環境課	0982-22-7001	浄化槽設置整備事業	汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する者が、一定の要件を満たす場合、工事に要する費用の一部を助成する。	
	工業振興課	0982-22-7035	延岡市仕事と暮らし応援リフォーム商品券事業	2世代世帯・子育て世帯・移住世帯・企業におけるリフォームに対して、プレミアム付きのリフォーム商品券を発行する。（プレミアム率10%）	
	建築指導課	0982-22-7034	延岡市木造住宅耐震診断促進事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの ※空き家であっても補助の対象
			延岡市木造住宅耐震改修支援事業	所有者が行う耐震改修工事について、その一部を補助する。	
			木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等にアドバイザーの派遣を行う。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの ※空き家であっても補助の対象
			ブロック塀等地震対策支援事業	小学校から概ね500m範囲の道路に面し道路面からの高さが1.4m以上の危険性の高いブロック塀等を除却する場合その費用の一部を補助する。（令和2年度で終了）	
			移住・子育て住まい支援事業	移住世帯や子育て世帯の住宅支援と空家対策の一環として中古住宅の流通促進を図るため、中古住宅等の取得に対して、購入費の一部を助成する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
			狭あい道路拡幅整備事業	建築行為を行う場合に、後退用地内の擁壁、塀、植栽等の除却費用の補償をするとともに、測量を行い、後退用地部分の分筆及び市への寄付手続きを行う。	
がけ地近接等危険住宅移転事業			がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。		
延岡市空家等対策推進事業（不良空家除却補助）	建て替えが困難な敷地にある不良空家の除却に要する費用の一部を補助する。【補助額】補助対象となる除却費の8割かつ80万円を上限とする。				

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
目南市	下水道課	0987-23-9977	浄化槽設置整備事業	下水道全体計画区域のうち、下水道事業計画区域外の住宅等に、合併処理浄化槽を新設、若しくは単独浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合に補助金を交付。補助金額：332,000円（5人槽）・414,000円（6～7人槽）・548,000円（8～10人槽）	
			公設合併処理浄化槽事業	下水道全体計画区域外・漁業集落排水処理区域外の住宅等に、市が合併処理浄化槽を設置・維持管理を行うもの。使用者は毎月の使用料と工事分担金(1回)を負担。	
	生涯学習課	0987-31-1145	伝統的建造物群保存事業	飫肥伝統的建造物群保存地区の歴史的景観形成に寄与する修理・修景事業に8/10以内で補助金を交付する。	
	財産マネジメント課	0987-31-1140	がけ地近接等危険住宅移転補助金制度	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
			木造住宅耐震化普及促進事業（耐震診断事業）	耐震診断に要する費用の90%に相当する額（限度額：54,000円）を補助する。	
		0987-31-1189	木造住宅耐震化普及促進事業（耐震改修総合支援事業）	耐震診断において基準値未満と判定された木造住宅に対して、以下の通り補助する。 [耐震改修] 耐震改修工事費に要する費用の80%（限度額：100万円、段階的耐震改修工事の補助を受けた住宅は40万円）を補助する。 [段階的耐震改修] 段階的耐震改修工事費に要する費用の80%（限度額：60万円）を補助する。	
総合戦略課	0987-31-1128	景観形成推進事業	「港町油津景観計画区域」及び「城下町飫肥景観計画の重点区域」内において、歴史的町並みの景観形成の創出に貢献するよう市が定める要綱に基づき家屋の修理・修景を行う者に対して、外観にかかる費用の一部を助成する。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの	
小林市	管財課	0984-23-0222	木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	木造住宅の耐震診断前後の相談及び説明又は地域での耐震診断の普及活動のために耐震診断アドバイザー派遣を行なう。	
			小林市木造住宅耐震診断事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			小林市木造住宅耐震改修事業	昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地、土石流などの区域内にある危険住宅の移転に要する費用の一部を補助する。	
			小林市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業	昭和56年5月以前に建築された要緊急安全確認大規模建築物（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第3条第1項に規定する建築物）の補強設計に要する費用の一部を補助する。	
	生活環境課	0984-23-8122	浄化槽設置整備事業	対象区域内において、住宅の単独処理浄化槽又は汲み取り槽を合併浄化槽へ転換しようとするための費用の一部を補助する。	
	商工観光課	0984-23-1174	経済対策小林市住宅等リフォーム促進事業	市民が自己の居住する住宅等を、市内の施工業者を利用して修繕、補修、改築及び増築の工事を行う場合、工事費10%を補助する。（補助上限15万円）	
小林市中心市街地空き家活用促進事業			中心市街地区域内の空き家購入者に対しその経費の一部を補助する。		

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
日向市	高齢者 あんしん課	0982-52-2111	高齢者住宅改造助成 事業	一定の条件に該当する介護保険法の要介護者を対象に、浴室、 トイレ、スロープ等の改造に要する費用の一部を助成する。	
	福祉課	0982-66-1019	障害者住宅改造助成 事業	一定の条件に該当する障害者を対象に、浴室、トイレ、スロー プ等の改造に要する費用の一部を助成する	
	下水道課	0982-52-2111	生活排水対策（浄化 槽設置整備事業）	浄化槽（合併浄化槽）の設置について、一定の要件を満たして いる場合、費用の一部を助成する。 （※下水道認可区域、農業集落排水事業計画区域を除く）	
			水洗便所改造資金 あっせん制度	くみ取り式便所を水洗便所に改造する方、浄化槽の機能を廃止 して公共下水道、農業集落排水施設に接続される方、または、 排水設備のみ改造する方のために、上下水道局の指定金融機関 に改造資金の融資のあっせんを行い、期限内に工事を完了し、 完済した方に対して利子補給を行う。	
	建築住宅課	0982-52-2111	建築行為等に係る道路 路幅整備事業	道路後退用地を寄附していただくことにより、後退用地内の工 作物等の撤去費用及び分筆測量・登記費用の負担、後退用地の 整備等を行う。	
			日向市木造住宅耐震 診断支援事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用 の一部を助成する。	
			日向市木造住宅耐震 化アドバイザー派遣 事業	所有者等の耐震相談、戸別訪問、自治会等での普及・啓発活動 のためアドバイザーの派遣を行う。	
			日向市木造住宅耐震 改修支援事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用 の一部を助成する。	
			日向市空家等対策推 進事業（危険空家除 却）補助金	危険空家の除却について、一定の要件を満たせば費用の一部を 補助する。補助対象額の10分の8以内（上限80万円）	③空き家であることを 条件とする改修
	総合政策課	0982-52-2111	空き家活用促進事 業補助金	空き家バンクに登録された物件について、移住者と賃貸または 売買契約される場合に、一定の要件を満たせば、空き家の改修 や家財道具の処分等の費用の一部を補助する。 ○空き家（店舗、倉庫等除く）の改修に要する対象経費の3分 の2以内（補助金の上限額 20万円） ○空き家の家財道具の処分等に要する対象経費の3分の2以内 （補助金の上限額 10万円）	③空き家であることを 条件とする改修
文化 生涯学習課	0982-66-1038	日向市伝統的建造物 群保存地区保存整備 事業	保存地区内の伝統的建造物及び環境物件の修理等に要する補助 対象経費の8/10以内の補助金を交付する。また、伝統的建造 物以外の建築物等の外観を伝統的建造物に模した物件又は調和 の取れた物件の修景等に要する補助対象経費の2/3以内の補助 金を交付する。		
串間市	総合政策課	0987-55-1152	自家消費型新エネル ギー導入促進事業	住宅用太陽光発電システム設置費の一部を補助する。 ①住宅用太陽光発電システムと連結した蓄電池を設置した場合 （補助上限20万円。ただし市外事業者は、補助上限10万円） ②蓄電池のみを単独で設置した場合（補助上限10万円。た だし、市外事業者は、補助上限5万円）	
		0987-55-1153	くしまdeスローライ フ推進事業	■空き家バンクに登録している賃貸物件を移住者が借りの場 合、家賃の3分の1以内（上限1万円/月）の補助を行う。	
	商工観光 スポーツラ ンド推進課	0987-55-1127	住宅リフォーム促進 事業	■通常■ 市内の施工業者を利用して、修繕、補修、改築及び増築の工事 を行う場合、工事費の10%を補助（上限10万円）する。補助金 額と同額の串間市共通商品券を購入する場合は、その額を上乗 せして補助（合計上限20万円）する。 ■移住促進・体験型民泊促進・商工業者店舗・高齢者世帯■ 市内の施工業者を利用して、修繕、補修、改築及び増築の工事 を行う場合、工事費の30%を補助（上限30万円）する。補助対象 工事費の10%の串間市共通商品券を購入する場合は、10万円を 上限に商品券の額を上乗せして補助（合計上限40万円）する。 （各対象者諸条件有）	
	都市建設課	0987-55-1133	木造住宅耐震診断ア ドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等にアドバイザーの派遣を行 う。	
			串間市木造住宅耐震 診断促進事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			串間市木造住宅耐震 改修事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する改修 設計費及び工事費の一部を補助する。	
			安全住宅住替え事業	耐震性がない住宅からの住替えを支援するため、除却工事費又 は建替工事費の一部を補助する。	
	市民生活課	0987-72-1356	浄化槽設置整備事業	公共下水道や農業漁業集落排水処理区域以外の個人住宅や店舗 併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住居として使用される 建物）で、汲み取り式や単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換 をする者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	福祉事務所	0987-72-1123	日常生活用具給付等 事業	重度障がい者（児）の移動等を円滑にするための用具で、設置 に伴う住宅改修の費用を助成する。	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
西都市	総合政策課	0983-32-1000	民間住宅団地開発支援制度	民間事業者による5戸以上の一定基準を満たす住宅団地の開発に対して支援を行う。	
			子育て世帯等住宅取得助成事業	夫婦のどちらかが40歳未満である世帯又は中学生以下の子どもを養育している世帯が住宅を取得（新築工事・新築物件の購入・中古物件の購入）する際に経費の一部を助成する。 【新築基本額】 転入者で市内業者が施工・販売する場合 100万円 転入者で市外業者が施工・販売する場合 70万円 市民で市内業者が施工・販売する場合 50万円 市民で市外業者が施工・販売する場合 20万円 【中古物件基本額】 転入者の場合 50万円、市民の場合 20万円 【加算額】 中学生以下の子ども1人につき、10万円の加算	②中古住宅（空き家を含む）の購入
	財政課	0983-43-0377	西都市による分譲事業	市街地に隣接する分譲宅地「ファミリーたて野」の分譲	
	建築住宅課	0983-32-1014	西都市木造住宅耐震化促進事業	所有者が行う耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事について、その一部を補助する。	
			西都市危険ブロック塀等除却事業	所有者が行う危険ブロック塀等の除却について、その一部を補助する。	
生活環境課	0983-43-3485	浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。		
商工観光課	0983-43-3222	西都市住宅等除却事業	昭和56年5月31日以前に建築された住宅等を、解体・除却する所有者等に対し、費用の一部を補助する。	①既存住宅（空き家を含む）の解体	
		住宅等リフォーム支援事業	市内の施工者に発注する総工事費20万円以上のリフォーム工事（住宅及び店舗）。総工事費の20%（上限20万円）を西都商工会議所ギフト券で助成する。		
えびの市	福祉課	0984-35-1115	えびの市障害者住宅改造事業	在宅の障害者（障害児を含む）の居住に適するよう居室、浴室、トイレ等の改造に要する費用の一部を補助する。	
	市民環境課	0984-35-3731	浄化槽設置整備事業	住宅、共同住宅または併用住宅等で10人槽以下の浄化槽を設置するものに対して、費用の一部を補助する。	
	財産管理課	0984-35-1120	えびの市木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助する。	
			木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等にアドバイザーの派遣を行う。	
	観光商工課	0984-35-3728	えびの市木造住宅耐震改修総合支援事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する改修設計費及び工事費の一部を補助する。	
			住宅リフォーム促進事業	自己の居住する住宅の修繕、補修、増改築に要する費用の一部を補助する。	
	企画課	0984-35-3713	Uターン住宅改修等定住促進支援金	市外居住していた市内出身者が、Uターンのために市内業者を利用して自己の空き家の改修、清掃、家財道具の廃棄等を行う場合に、その経費の一部を住宅改修等支援金として交付する。	③空き家であることを条件とする改修
えびの市移住者住宅取得支援金交付事業			移住促進を図るため、移住者が自己の住居を目的として市内に住宅を取得した場合にその経費の一部を交付する。		
		空き家バンク活動事業補助金	空き家を有効活用し、移住促進による人口増加を図るため、空き家所有者又は空き家を賃借する者が、市内業者を利用して改修、清掃、家財道具等の廃棄等を行う場合にその経費の一部を補助する。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
三股町	企画商工課	0986-52-1114	過疎地域定住促進奨励金	町内の過疎地域に引越した者もしくは、過疎地域に居住していた者で一定条件に該当するものへ奨励金を交付する。(上限80万円)	
			三股町空き家等情報バンク活用促進事業	空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、町内の施工業者を利用して家屋の改修等を行う場合にその経費を補助する。(対象経費の2分の1以内で上限40万円)	③空き家であることを条件とする改修
	高齢者支援課	0986-52-9062	特定高齢者住宅改造助成事業	一定の要件に該当する高齢者に対して、使用に適する住宅改造に要する費用の一部を助成する。ただし、要介護認定を受けている者は対象外。	
	福祉課	0986-52-9061	障害者住宅改造助成事業	一定の要件に該当する障害者に対して、使用に適する住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
	環境水道課	0986-52-9082	合併浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する浄化槽を設置する者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	都市整備課	0986-52-9065	三股町木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業			耐震診断の前後の相談・説明・地域での耐震の普及活動を目的としてアドバイザーの派遣を行う。		
三股町木造住宅耐震化促進事業			昭和56年以前に建築された戸建木造住宅の所有者が行う、補強設計委託費及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。		
三股町木造建築物等地震対策促進事業			昭和56年以前に建築された戸建木造住宅の所有者が行う、補強設計と耐震改修工事に要する費用の一部並びに危険ブロック塀等の除却に要する費用の一部を助成する。		
高原町	建設水道課	0984-42-4959	高原町木造住宅耐震診断事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			高原町木造住宅耐震化促進事業	昭和56年以前に建築された戸建木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。	
			高原町木造住宅耐震補強設計事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震補強設計に要する費用の一部を助成する	
			高原町住宅リフォーム促進事業	自己の所有する住宅の修繕、補修、増改築の際に町内の施工業者に発注した場合、20万円以上の工事費の10%以内かつ、15万円を限度に補助する。	
	町民福祉課	0984-42-1067	高原町浄化槽設置整備事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めるため住宅(延べ床面積の1/2以上が居住の用に供される家屋とし、別荘は除く。)に浄化槽を設置する者に対して補助する。	
	総合政策課	0984-42-2115	高原町空き家リフォーム事業	高原町空き家等情報バンクに登録された建物を町内の施工業者を利用してリフォームする者に対して、20万円を上限として補助を行う。	
			高原町移住定住支援金交付事業	他市町村から転入してきた場合あるいは住宅を新築又は購入した場合にその要件に応じた支援金の交付を行う。	
国富町	企画政策課	0985-75-3126	国富町経済・生活支援対策事業	一定の要件に該当する住宅改修、太陽光パネル設置をする者に対して費用の一部を助成する。	
			国富町店舗リフォーム事業	一定の要件に該当する店舗及び空き店舗をリフォームする事業者(個人又は法人)に対して工事に要する費用の一部を助成する。	
	保健介護課	0985-75-9423	高齢者住宅改造助成事業	一定の要件に該当する高齢者に対して、使用に適する住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
	福祉課	0985-75-9403	障害者住宅改造助成事業	一定の要件に該当する障害者に対して、使用に適する住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
	町民生活課	0985-75-3816	浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する浄化槽を設置する者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	都市建設課	0985-75-9406	木造住宅耐震診断事業	一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震診断に要する費用の一部を助成する。	
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業			一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震診断前後などにアドバイザーを派遣する。		
木造住宅耐震改修総合支援事業			一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震改修工事費・設計費等に要する費用の一部を助成する。		
危険ブロック塀等除却促進事業			一定の要件に該当するブロック塀等の所有者に対して、除却に要する費用の一部を助成する。		

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
綾町	産業観光課	0985-77-3464	住宅リフォーム促進事業	町民が住宅改修工事の際に、町内の施工業者を利用した場合、10万円以上の工事費の10%を補助する。	
	福祉保健課	0985-77-1114	障がい者住宅改修助成事業	身体障害者手帳の交付を受けている障がい者がいる世帯が住宅改修に要する費用の一部を補助する。	
	町民生活課(浄化槽)	0985-77-3465	浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。	
	町民生活課(下水道)建設課	0985-77-3465 0985-77-3467	汚水処理施設整備推進住宅改修補助事業	高齢者世帯(70歳以上のみの世帯)が、下水道への接続若しくは浄化槽を設置する際に必要となるトイレや台所等の改修に要する費用の一部を補助する。	
	建設課	0985-77-3467	綾町木造住宅耐震診断事業 綾町木造住宅耐震設計事業 綾町木造住宅耐震改修事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。 耐震診断をもとに、改修に向けた設計に要する費用の一部を補助する。 耐震診断を実施し、改修が必要な木造住宅の改修に要する費用の一部を補助する。	
高鍋町	建設管理課	0983-26-2016	木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			木造住宅耐震改修総合支援事業	耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅に対し、耐震改修設計及び耐震改修工事について、その一部を補助する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	小学校から概ね半径500mの範囲にある道路に面したもので、一定の要件を満たすものの撤去に要する費用の一部を補助する。	
	健康保険課	0983-26-2008	高鍋町高齢者住宅改修助成事業	一定の要件に該当する介護保険法の要介護者、要支援者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
	福祉課	0983-26-2009	障害者住宅改修助成事業	障害者を対象に、浴室、トイレ、スロープ等の改良に要する費用の一部を助成する。	
上下水道課	0983-26-2017	合併処理浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して費用の一部を助成する。		
新富町	都市建設課	0983-33-6017	新富町木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その費用の一部を補助する。	
			新富町木造建築物等地震対策促進事業	昭和56年以前に建築された戸建木造住宅の所有者が行う補強設計と耐震改修工事に要する費用の一部並びに危険ブロック塀等の除却に要する費用の一部を助成する。	
	都市建設課	0983-33-6072	浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
総合政策課	0983-33-6012	空家バンクリフォーム等補助金	空家バンク登録空家のリフォーム費用の補助。	③空き家であることを条件とする改修 ④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用	
西米良村	むら創生課	0983-36-1111	西米良村マイホーム建築祝金	住民の定住促進のため、延床面積60㎡以上等の一定の要件を満たした新築の住宅、併用住宅に対し、100万円を祝金として助成する。		
			西米良村住宅取得祝い金	過疎地域活性化対策として、定住促進、移住対策として延面積60㎡以上等の一定の要件を満たした住宅を取得・購入する者に対し、20万円を祝金として助成する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入	
			西米良村空き家改修事業補助金	移住促進を目的に、一定の要件を満たした移住者が空き家バンク登録物件に居住し改修を行う場合に、最大50万円（補助率は1/2）を補助する。	③空き家であることを条件とする改修	
	村民課	0983-36-1111	西米良村浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽を設置する者に対し設置費の一部を助成する。		
			西米良村浄化槽維持管理事業助成金	合併処理浄化槽を適正に維持管理している者に対し、維持管理費の一部を助成する。		
				障害者住宅改造助成金	一定の要件に該当する在宅の障害者の居る一定の要件に該当する世帯に対し、障害者の日常生活の負担を軽減するため、居室・浴室・洗面所・台所・便所・階段・玄関・廊下又は特に必要と認める住宅の設備・構造等をその高齢者に適応するための改造に要する費用の一部を助成する。（新築、改築及び増築は対象としない）	
	建設課	0983-36-1111	西米良村木造住宅耐震診断事業費補助	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。		
			西米良村木造住宅耐震改修事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成する		
			危険ブロック塀除却事業	学校から半径500m以内の通学路沿いに設置されている危険ブロック塀の除却に要する費用の一部を助成する。		
			がけ地近接等危険住宅移転補助金制度	がけ地の崩壊等により被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。		
木城町	環境整備課	0983-32-4729	がけ地近接等危険住宅移転補助金制度	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。		
			木城町木造住宅耐震診断事業	平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その費用の一部を補助する。		
			木城町木造建築物等地震対策促進事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震設計及び耐震改修について、その費用の一部を補助する。		
			木城町木造住宅耐震改修事業	昭和56年6月1日以降で平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震改修について、その費用の一部を補助する。		
			木造住宅除却事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の解体について、その費用の一部を補助する。		
			木造住宅建替事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の建替について、その費用の一部を補助する。		
		0983-32-4728	木城町浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。		
	福祉保健課	0983-32-4733	在宅介護住宅改修事業	要支援・要介護認定者の使用に適する改修に要する経費を助成する。		
			高齢者住宅改造助成事業	高齢者（要支援・要介護認定者）の使用に適する改造に要する経費を助成する。		
			障害者住宅改造等助成事業	障害者を対象に住宅改造に要する費用の一部を助成する。		
まちづくり推進課	0983-32-4727	住宅取得奨励金	本町に定住する意志のある者で、個人住宅を新築又は購入し、入居した者にその費用の一部として奨励金を交付する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入		

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
川南町	建設課	0983-27-8013	川南町木造住宅耐震診断事業及び耐震改修事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。 耐震診断の結果、改修が必要なものに改修費用の一部を補助する。	
	環境水道課	0983-27-8010	川南町浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する合併浄化槽を設置する者に対して費用の一部を助成する。	
	福祉課	0983-27-8008	居宅介護（介護予防）住宅改修	介護保険法の要介護者（要支援者）を対象に、住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
	まちづくり課	0983-27-8002	川南町持家取得助成金	自ら居住する住宅を新築又は購入したものに對し、ご夫婦の合計年齢に応じた助成金を交付します。	
都農町	建設課	0983-25-5717	都農町木造住宅耐震診断・改修事業	所有者が行う耐震診断・耐震改修工事について、その一部を補助する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	町内学校から概ね500mの範囲における倒壊危険性の高いブロック塀等の除去費用について補助する。	
			定住促進奨励事業	町内居住者が、自己の所有する住宅を町内の事業者によりリフォームした場合に奨励金を交付する。 空き家バンクに登録された物件の所有者が、当該空き家を賃貸もしくは売買する際に支障となる不要物等の処分ならびに清掃に要する費用に對し、空き家家財道具等片付け奨励金を交付する。	
	福祉課	0983-25-5714	高齢者住宅改造助成事業	高齢者（要介護認定者）の使用に適する改造に要する経費を助成する。	
			障害者住宅改造等助成事業	障害者を対象に住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
	住民課	0983-25-5713	合併処理浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費用の一部を補助する。	
まちづくり課	0983-25-5711	定住促進奨励事業	①本町内で住宅を取得した者に対し奨励金を交付する。 ②保留地を購入し、住宅を新築した者に対し奨励金を交付する。		
門川町	環境水道課	0982-63-1140	浄化槽設置整備事業	汲み取り、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。	
	建設課	0982-63-1140	門川町木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成する	
			門川町リフォーム促進事業	プレミアム付住宅リフォーム商品券を販売し、自宅のリフォーム工事費の一部とする。	
			門川町木造住宅等耐震改修事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成する 倒壊の危険性が高いブロック塀等の除却に要する費用（上限あり）を助成する	
	福祉課	0982-63-1140	門川町障がい者住宅改造等助成事業	在宅の障がい者（児）の住居に適するよう改造するために要する費用及び視覚障がい者の施術施設整備に要する費用を助成する。	
			居宅介護住宅改修	介護保険法の要介護者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
介護予防住宅改修			介護保険法の要支援者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。		
諸塚村	建設課	0982-65-1129	諸塚村住まい環境整備事業	村内を流通する木材を使い、合併浄化槽を設置した木造住宅の新・増・改築の事業費に對し定めた補助率を乗じた額を助成。120万円が限度。村定住者を対象。	
			諸塚村木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象とし耐震診断に係る経費の一部を助成。1戸当たり補助基本額6万円に對し5.4万円（国、県、村の合計）を補助する。	
	住民福祉課	0982-65-1119	諸塚村合併処理浄化槽設置整備事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断事業を実施した住宅のうち、耐震補強設計及び耐震改修工事に要する経費の一部を助成する。 生活環境改善・生活排水による河川等の水質汚濁防止の為、浄化槽法に基づいた浄化槽を設置した場合、予算の範囲内で補助金を交付する。	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
椎葉村	建設課	0982-67-3207	がけ地近接危険住宅移転事業	住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転をおこなうものに対し予算の範囲内において補助金を交付する。	
			椎葉村木造住宅建築支援事業	村産材使用住宅の新築・増築・改築の材料代の1/2以内を補助する（建設時に村に住所を有し、5年以上居住見込の者を対象）。	
			椎葉村急傾斜地崩壊対策事業	家の裏山や庭先が崩壊する恐れがあり、他の補助事業が利用できない、直接人家に被害の恐れがあるがけ崩れ対策に対して補助金を交付。（事業費の1/2以内上限100万）	
			椎葉村木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。	
	税務住民課	0982-67-3205	椎葉村木造住宅耐震改修総合支援事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震改修について、その工事費の一部を助成する。	
			椎葉村合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境改善・生活排水による河川等の水質汚濁防止の為、浄化槽法に基づいた浄化槽を設置した場合、予算の範囲内で補助金を交付する。	
	地域振興課	0982-67-3203	椎葉村移住・定住促進住環境整備事業	椎葉村への移住・定住を促進するため一定の要件を満たした住宅の新築、増改築の工事費に対し助成を行う。	
福祉保健課	0982-68-7512	椎葉村高齢者住宅改造助成事業	介護保険法に規定する要介護者・要支援者で世帯を構成している場合、その住宅を当該高齢者の住居に適するよう改造する為の費用を予算の範囲内で補助金を交付する。		
美郷町	建設課	0982-66-3618	町単独急傾斜対策事業	崖崩れの発生や発生の恐れがあり、直接人家に被害箇所のがけ崩れ対策に対して補助金を交付。（事業費の10/10以内上限200万）	
			美郷町木造住宅耐震診断事業費補助	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。	
			美郷町木造住宅耐震改修事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震改修について、その一部を助成する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業補助金制度	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
			一般住宅建築支援事業補助金	町内業者に発注、町産材を使用する等の一定要件を満たした住宅の新築、増改築に対し1/2補助する。（上限100万円）	
	企画情報課	0982-66-3603	美郷町空家利活用推進事業補助金	空家の所有者が空家の利活用（移住や定住を希望する方に対し、賃貸や売買をするため）家の中にある家財の片付けや廃棄処分に係る費用を助成します。補助率2/3（上限20万円）	
			美郷町老朽危険家屋等除却促進事業補助金	建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年5月31日以前）に建築され、倒壊等のおそれや将来的に特定空家となる可能性がある空家等の除却及び処分に係る費用を補助する。補助率1/2（上限50万円）	①既存住宅（空き家を含む）の解体
	町民生活課	0982-66-3604	合併浄化槽設置整備事業補助金	住宅又は併用住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対して5人槽80万円、6～7人槽で92万8千円、8～10人槽で117万6千円の補助金を予算の範囲内で交付する。	
			合併浄化槽維持管理補助金	自己の居住の用に供する建物に合併浄化槽を設置した者、公民館又は集会所（町が直接管理する物を除く）に設置された合併浄化槽を管理する代表者に、定期検査に要する費用（3,800円）に、浄化槽法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃に要した経費（年額14,000円を限度とする。）を加算した額を補助する。	
	健康福祉課	0982-66-3610	高齢者住宅改造助成金	一定の要件に該当する在宅の要介護高齢者の居る一定の要件に該当する世帯に対し、高齢者の日常生活の負担を軽減するため、居室・浴室・洗面所・台所・便所・階段・玄関・廊下又は特に必要と認める住宅の設備・構造等をその高齢者に適応するための改造に要する費用を一部助成する。（新築、改築及び増築は対象としない。）	
障害者住宅改造助成金			一定の要件に該当する在宅の障害者の居る一定の要件に該当する世帯に対し、障害者の日常生活の負担を軽減するため、居室・浴室・洗面所・台所・便所・階段・玄関・廊下又は特に必要と認める住宅の設備・構造等をその高齢者に適応するための改造に要する費用を一部助成する（新築、改築及び増築は対象としない）。		
居宅介護住宅改修費			介護保険法の要介護者を対象に住宅改修に要する費用の一部を助成する。		
介護予防住宅改修費			介護保険法の要支援者を対象に住宅改修に要する費用の一部を助成する。		

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
高千穂町	農林振興課	0982-73-1208	フォレストピア木造住宅奨励補助金条例	延床面積50㎡以上、概ね80%以上の町産材及び国産材を使用等の要件を満たした住宅に対し固定資産税の1/2相当額を補助する。(上限10万円)	
	福祉保険課	0982-73-1202	障害者住宅改造助成事業	在宅の障害者のいる世帯に対し、障害者に適する住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
	町民生活課	0982-73-1203	合併処理浄化槽設置事業	下水道処理計画区域外で、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。	
	建設課	0982-73-1210	住宅リフォーム促進事業	自己の居住する住宅等を町内の施工業者を利用して修繕及び補修等の工事を行う場合にその経費の一部を補助する。	
			木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建設され、住宅を主たる用途とする等の要件を満たした木造建築物について、耐震診断を希望する者が耐震診断士による耐震診断を実施する場合にその経費の一部を補助する。	
		木造住宅耐震設計・改修事業	昭和56年以前に建設され、住宅を主たる用途とする等の要件を満たした木造建築物について、耐震設計・改修を実施する場合にその経費の一部を補助する。		
日之影町	農林振興課	0982-87-3906	日之影町木造住宅建築支援事業	対象住宅に係る固定資産課税額の1/2相当額を、固定資産税が課せられる年度から5ヶ年に限り交付する。	
	地域振興課	0982-87-3910	日之影町木造住宅耐震診断事業費補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。	
			日之影町木造住宅耐震改修設計事業費補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震改修設計について、その一部を助成する。	
			日之影町木造住宅耐震改修事業補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震改修事業について、その一部を助成する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
	町民課	0982-87-3902	合併処理浄化槽設置事業	浄化槽を設置する者に対して、費用の一部を負担する。	
五ヶ瀬町	福祉課	0982-82-1702	五ヶ瀬町高齢者住宅改造助成事業	対象高齢者の日常生活の利便を図るため、既存住宅の設備・構造を、その高齢者に適するように改造するための経費を、予算の範囲内において40万円を限度に助成する。	②中古住宅(空き家を含む)の購入
			五ヶ瀬町障害者住宅改造助成事業	対象障害者の日常生活の利便を図るため、既存住宅の設備・構造を、その障害者に適するように改造するための経費を、予算の範囲内において40万円を限度に助成する。	②中古住宅(空き家を含む)の購入
	町民課	0982-82-1704	合併処理浄化槽設置事業	浄化槽を設置する者に対して、費用の一部を負担する。	
	建設課	0982-82-1713	木造住宅耐震診断事業	町内に存する昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断について、費用の一部を助成する。	
			木造住宅耐震改修総合支援事業	一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。	
			安全住宅住替え等支援事業	耐震診断の結果、耐震性がない木造住宅を除却又は建替えるために要する費用の一部を助成する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	小学校から概ね半径500m以内の通学路沿いに設置されている危険ブロック塀の除却に要する費用の一部を助成する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
農林課	0982-82-1705	五ヶ瀬町低炭素木の住まい助成事業	自ら居住する住宅を町内に新築又は増築(500万円以上の経費を要する工事であること)する経費を、町産材使用量1㎡当たり2万円とし、40万円を限度に助成する。	②中古住宅(空き家を含む)の購入	